

九州食べきり協力店登録申込書

【1. 基本情報】(☆印の内容は、県ホームページに情報を掲載いたします。)

☆事業者・店舗名			
代表者名			
☆所在地 (複数店舗の一括申込の場合、代表する事業所等の所在地)	〒 - 電話番号 (- - -)		
☆店舗の区分 ・該当項目にチェックしてください。 ・選択に迷う場合は、別紙「店舗区分の目安」を参考にし、必要に応じて詳細欄に記載してください。	<input type="checkbox"/> ファミリーレストラン・一般食堂 <input type="checkbox"/> 日本料理 <input type="checkbox"/> 西洋料理 <input type="checkbox"/> 中華料理 <input type="checkbox"/> うどん・そば <input type="checkbox"/> ラーメン <input type="checkbox"/> すし <input type="checkbox"/> 居酒屋 <input type="checkbox"/> 焼肉・韓国料理 <input type="checkbox"/> 喫茶・スイーツ <input type="checkbox"/> バー・カラオケ <input type="checkbox"/> ファストフード <input type="checkbox"/> ホテル・旅館 (※3の参加店舗に宿泊施設内の飲食店を記載の場合、飲食店の区分も選択) <input type="checkbox"/> スーパー・マーケット <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア <input type="checkbox"/> 野菜・果物 <input type="checkbox"/> 食肉・鮮魚 <input type="checkbox"/> その他 ◆詳細 ()		
	店内飲食の有無	<input type="checkbox"/> 店内飲食あり	<input type="checkbox"/> 持ち帰り専門店
担当者連絡先	所属・氏名		
	電話番号		FAX 番号
	E-mail	@	
☆HP アドレス	http://		

【2-1. 取組項目】(取り組む項目全てに○を記入してください。複数取組可)

飲食店・宿泊施設			食料品小売店		
1 小盛メニュー等の導入			1 食べ残し削減に向けた啓発活動		
2 食べ残し削減に向けた啓発活動			2 使い切りレシピ等の紹介		
3 食べ残しを減らすための呼びかけ			3 ばら売り等の導入・充実		
4 注文確認の工夫や食べ残しの把握			4 徹底した売りきりの推進		
5 食品廃棄物のリサイクル			5 食品廃棄物のリサイクル		
6 その他、食品ロス削減につながる取組			6 その他、食品ロス削減につながる取組		

【2-2. 取組内容】(上記取組項目で選択した取組の内容を具体的に記入してください。)

--

【3. 参加店舗】(九州7県の他県に所在する店舗についても一括で申し込みできます。)

店舗名	所在地	電話番号

(注) 行数が不足する場合は、別紙の「登録店舗一覧」に御記入ください。

登録済みの事業者において参加店舗を追加する場合は、追加店舗のみ記載してください。

取組項目が異なる店舗がある場合は、別に申し込むか内容が分かる情報を付記してください。

【4. ポスターの希望枚数】 A3 サイズ 枚 A2 サイズ 枚 (1店舗当たり計3枚以内とします。)

(別紙)

登録店舗一覧

店舗区分の目安

【飲食店・宿泊施設の区分について】※複数の選択も可能です。

店舗区分	店舗の種類・取り扱う料理等の例
ファミリーレストラン ・一般食堂	ファミリーレストラン、大衆食堂、定食屋、めし屋 ビュッフェ・バイキングなど（他の区分に属する専門店を除く。）
日本料理	てんぷら、うなぎ、とんかつ、郷土料理、すき焼き、しゃぶしゃぶ、鳥（焼鳥屋を除く）、釜めし、牛丼、ちゃんこ、懐石、割烹、料亭など（うどん・そば、すしを除く。）
西洋料理	フランス料理、イタリア料理、パスタなど
中華料理	中華一般、上海・北京・広東・四川・台湾の各料理専門、ぎょうざ（餃子）、飲茶・点心、ちゃんぽんなど
うどん・そば	うどん、そば、きしめんなど
ラーメン	ラーメン、中華そばなど
すし	
居酒屋	居酒屋、焼鳥屋、ビヤホール、おでん屋、ダイニングバーなど
焼肉・韓国料理	
喫茶・スイーツ	喫茶店、フルーツパーラー、珈琲店、甘味処、ベーカリーカフェ、パンケーキカフェ、漫画喫茶、インターネットカフェなど
バー・カラオケ	バー、ナイトクラブ、スナック、カラオケなど
ファストフード	ハンバーガー、フライドチキン、ホットドッグ、ドーナツ、サンドイッチなど（他の区分に属する料理を除く。）
ホテル・旅館	観光ホテル、ビジネスホテル、民宿、旅館など (一部の会員等のみが利用できる施設を除く。)
その他	インド料理、カレー、ステーキ、ホルモン、バーベキュー、エスニック、無国籍・多国籍、お好み焼き、もんじゃ焼きなど

【持ち帰りや宅配を主体とする料理等の専門店の取扱いについて】

料理等の例	持ち帰り：パン、だんご、アイスクリーム、たこ焼き、揚げ物、弁当、総菜など 宅配：弁当、ピザ、その他仕出し料理・配食・ケータリングサービスなど
基本的取扱い	標準産業分類の「飲食サービス」と「飲食料品小売」の考え方方に準じます。 ・ 飲食店 = <u>客の注文に応じ調理した飲食料品を提供する場合</u> <u>(持ち帰り・宅配等の場合を含む)</u> <u>その他の飲食料品をその場で飲食させる場合</u> <u>(食器・トレー等の回収を前提としたフードコート等での飲食を含む)</u> ・ 小売店 = <u>他から仕入れたもの又は作り置きのものを販売する場合</u> <u>(一般的に持ち帰りの場合のみ)</u>
記入方法	店舗区分の「その他」を選択し、「詳細」欄に店舗の種類（パン屋、弁当屋など）を記入するとともに、「店内飲食の有無」の該当する項目を選択してください。 その上で、取組項目については、飲食店に該当する場合は「飲食店・宿泊施設」の、小売店に該当する場合は「小売店」の項目の中から選択してください。
その他	料理等の種類が店舗区分の選択肢にある持ち帰り・宅配のみの専門店舗（持ち帰り専門のすし、ケーキ・和菓子、焼き鳥、ファストフード店等）については、該当する選択肢をチェックした上で、「店内飲食の有無」の該当項目を選択してください。その上で、注文対応も伴わない「小売店」に該当する場合の取組項目は、小売店の取組項目の中から選択してください。
	登録店舗は、一般消費者が直接飲食・購入等に利用できる店舗が対象であり、弁当・パン等の製造・調理のみを行う工場等は登録できません。製造段階が中心になる取組（高度な需要予測、規格外品のリサイクル等）がある場合は、各店舗の取組項目としての登録も可能です。